

2006 年 6 月、学校教育法と関連する法律が改正されました。障害児教育にとっては、法制定以来、つまり戦後、最も大きな改正であり、文部科学省はこれを「特殊教育から _____ への転換」と称しています。

法改正前の段階で、文部科学省は 2003 年度以降、「転換」の準備にかんするモデル事業を全国の都道府県に実施させました。

改正法は、2007 年 4 月から施行されています。

しかし、4 月から、これまでの障害児学校・障害児学級、総じて障害児の教育が一変するわけではありません。この時期、とりわけ、障害をもつ子どもの発達を保障する場としての学校の役割をいっそう自覚する必要があります。学校教育法の何が変更され、特別支援教育がなにをめざしているのかを知ることと同時に、今日に至る、障害児教育の発展過程、その到達点をしっかりつかんでおくことが大切だと考えます。

そうした前提に立って、学校教育法の改正のポイントを整理しておきましょう。

○戦後、学校教育法(1948 年)は障害児のための特別な学校として盲学校、____、養護学校の 3 種類を定めた。養護学校は () () () の三障害にそれぞれ対応する学校に分かれており、全部で五つの障害種別の学校において実践が蓄積されてきた。

○今回の法改正により、上記の諸学校は、制度上、障害種別をこえた _____ に一本化された(第 71 条)。しかし、実際にはそれぞれの障害に応じた専門的な教育が求められており、法第 71 条の 2 のような規定が設けられた。

○さらに、あらたに、特別な教育支援を必要とする子どもたちの在籍する小・中学校等への助言等を行うことが、特別支援学校の役割として明示された(法第 71 条の 3)。これを _____ と呼ばれるものである。ただし、法の末尾の表現に注目する必要がある(「…努めるものとする」)

○第 73 条の規定が変更されなかったことにも注目したい。

○法改正のもう一つの大きな柱は、通常学校の障害児教育にかんするものである(第 75 条)旧法の 75 条は「特殊学級設置」にかんする規定である。改正法では小・中学校等において、「教育上特別の支援を必要とする児童生徒等」にたいする「 _____ 」ための規定になっている。

第六章 特別支援教育

第七十一条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第七十一条の二 特別支援学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、前条に規定する者に対する教育のうち当該学校が行うものを明らかにするものとする。

第七十一条の三 特別支援学校においては、第七十一条の目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第七十五条第一項に規定する児童、生徒又は幼児の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

第七十一条の四 第七十一条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で、これを定める。

第七十二条 特別支援学校には、小学部及び中学部を置かなければならない。ただし、特別の必要がある場合においては、その一のみを置くことができる。

② 特別支援学校には、小学部及び中学部のほか、幼稚部又は高等部を置く

第六章 特殊教育

第七十一条 盲学校、聾学校又は養護学校は、それぞれ盲者（強度の弱視者を含む。以下同じ。）、聾者（強度の難聴者を含む。以下同じ。）又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、あわせてその欠陥を補うために、必要な知識技能を授けることを目的とする。

（新設）

（新設）

第七十一条の二 前条の盲者、聾者又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者の心身の故障の程度は、政令で、これを定める。

第七十二条 盲学校、聾学校及び養護学校には、小学部及び中学部を置かなければならない。ただし、特別の必要がある場合においては、その一のみを置くことができる。

② 盲学校、聾学校及び養護学校には、小学部及び中学部のほか、幼稚部又

ことができ、また、特別の必要のある場合においては、前項の規定にかかわらず、小学部及び中学部を置かないで幼稚部又は高等部のみを置くことができる。

第七十三条 特別支援学校の小学部及び中学部の教科、高等部の学科及び教科又は幼稚部の保育内容は、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園に準じて、文部科学大臣が、これを定める。

第七十三条の二 特別支援学校には、寄宿舎を設けなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、これを設けないことができる。

第七十三条の三 寄宿舎を設ける特別支援学校には、寄宿舎指導員を置かなければならない。

② (略)

第七十四条 都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で、その障害が第七十一条の四の政令で定める程度のものを就学させるに必要な特別支援学校を設置しなければならない。

第七十五条 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び幼稚園においては、次項各号のいずれかに該当する児童、生徒及び幼児その他教育上特別の支援を必要とする児童、生徒及び幼児に対し、文部科学大臣の定めると

は高等部を置くことができ、また、特別の必要のある場合においては、前項の規定にかかわらず、小学部及び中学部を置かないで幼稚部又は高等部のみを置くことができる。

第七十三条 盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部の教科、高等部の学科及び教科又は幼稚部の保育内容は、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園に準じて、文部科学大臣が、これを定める。

第七十三条の二 盲学校、聾学校及び養護学校には、寄宿舎を設けなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、これを設けないことができる。

第七十三条の三 寄宿舎を設ける盲学校、聾学校及び養護学校には、寄宿舎指導員を置かなければならない。

② (略)

第七十四条 都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、盲者、聾者又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者で、その心身の故障が、第七十一条の二の政令で定める程度のものを就学させるに必要な盲学校、聾学校又は養護学校を設置しなければならない。

第七十五条 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特殊学級を置くことができる。

ころにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

② 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

一 知的障害者

二 肢体不自由者

三 身体虚弱者

四 弱視者

五 難聴者

六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

③ 前項に掲げる学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

第七十六条 第十八条の二（第四十条及び第五十一条において読み替えて準用する場合を含む。）、第十九条、第二十一条（第四十条及び第五十一条において準用する場合を含む。）、第二十七条、第二十八条（第四十条、第五十一条及び第八十二条において準用する場合を含む。）、第三十四条、第三十七条、第四十六条から第五十条まで、第八十条及び第八十一条の規定は、特別支援学校に、第五十二条の二の規定は、特別支援学校の高等部に、これを準用する。

附則

一 知的障害者

二 肢体不自由者

三 身体虚弱者

四 弱視者

五 難聴者

六 その他心身に故障のある者で、特殊学級において教育を行うことが適当なもの

② 前項に掲げる学校は、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特殊学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

第七十六条 第十八条の二（第四十条及び第五十一条において読み替えて準用する場合を含む。）、第十九条、第二十一条（第四十条及び第五十一条において準用する場合を含む。）、第二十七条、第二十八条（第四十条、第五十一条及び第八十二条において準用する場合を含む。）、第三十四条、第三十七条、第四十六条から第五十条まで、第八十条及び第八十一条の規定は、盲学校、聾学校及び養護学校に、第五十二条の二の規定は、盲学校、聾学校及び養護学校の高等部に、これを準用する。

附則